



新型コロナウイルス対応 NFAサッカー活動ガイドライン

ver 1 20_0617

- 1 . 再開にあたっての共通理解事項
- 2 -1. 活動再開の基準 感染状況による活動レベルの設定
- 2 -2. 活動再開の基準 長野県4地区と保健所管轄地域
- 3 -1. 事業・活動実施時の感染防止策 運営サイド・感染対策責任者
- 3 -2. 事業・活動実施時の感染防止策 チーム・選手・チームスタッフ
- 3 -3. 事業・活動実施時の感染防止策 審判
- 3 -4. 事業・活動実施時の感染防止策 技術・視察等
- 4 . トレーニング再開にむけての準備
- 5 -1. 競技会・試合運営の留意点
- 5 -2. 競技会・試合運営の留意点 (JFAガイドラン手引きからの抜粋)
- 6 . 各種チェックリスト
- 7 . 緊急連絡先

更新履歴

2020.6.12 新規作成

1. 活動再開における共通理解事項



コロナ禍においてサッカー・スポーツ活動の自粛が続く中、今後のWith/Afterコロナにおける活動再開にむけてガイドラインを策定しましたので、事業実施については下記をふまえて対応を行ってください。

安全最優先	生命・健康の安全が最優先です。感染拡大のリスクを最小限とし、サッカーファミリーが安全に活動できる環境になるよう対応をお願いします。
不当な扱い・差別等の禁止	県内の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことは絶対にしないでください。また、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許さない強い姿勢を示してください。
各活動レベルにおける事業・活動の実施の考え方をふまえた活動	活動レベル1～5までのそれぞれの状況により、上記の安全を確保するための対策を十分とった上で実施してください。 活動・事業を実施するにあたっては、感染対策責任者を設置し、JFAのガイドラインをふまえ、十分な安全対策をとるようにしてください。



<本ガイドラインの拘束力>

このガイドラインは、NFA主催事業を開催する場合の目安として遵守すべき留意点を上げています。そのため各連盟・郡市単位の活動やチーム等の活動に対して拘束力を持つものではありませんが、連盟・郡市等また各チームにおける活動を実施する際の参考にしてください。

2-1. 活動再開の基準

-感染状況による活動レベルの設定-



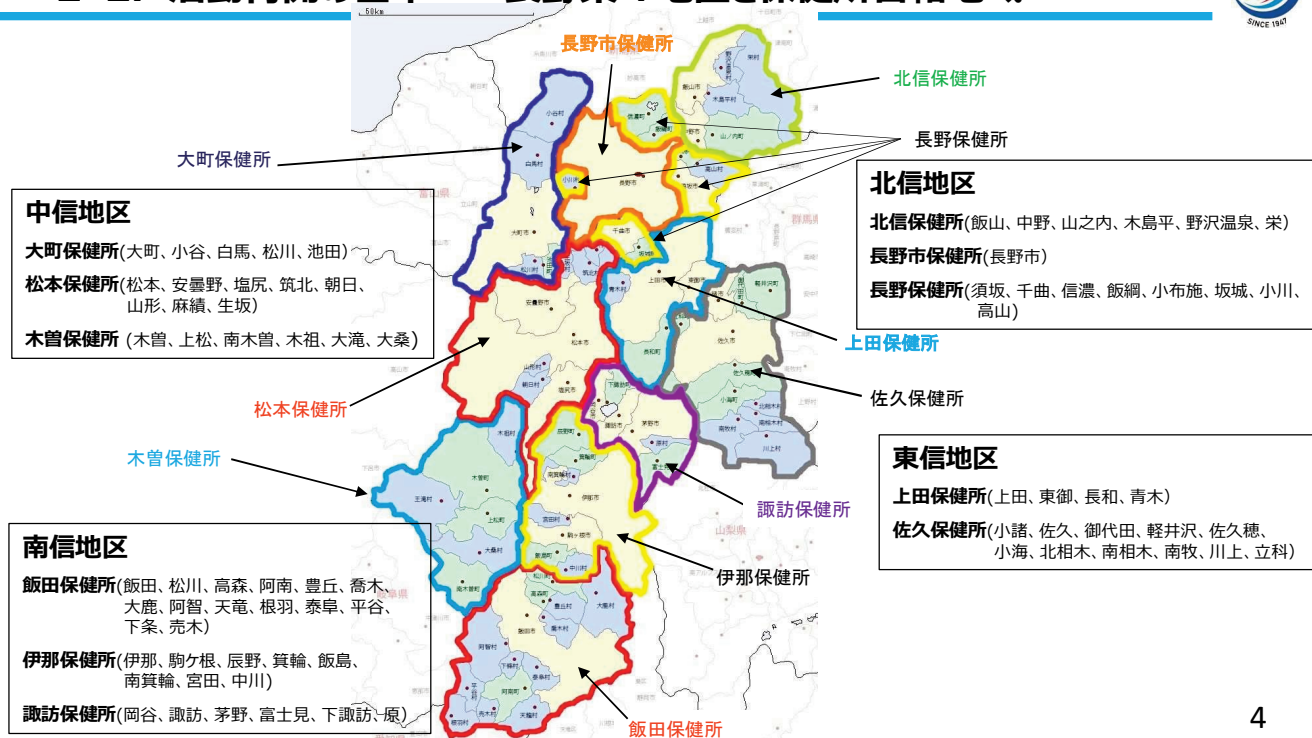
政府が示す3区分※1と長野県が示す感染警戒レベル※2をふまえた活動レベルを示します。いずれのレベルにおいても、当該地域の自治体や学校の方針などを優先的に考慮し、最終的な事業実施可否の判断を行った上で、感染拡大防止のための十分な対策を講じる事が前提です。また、この活動レベルがどの段階であるかを問わず、学校の部活・クラブの活動については、設置者（学校等）の指示・要請に従ってください。※1、※2については、P8-9に参考として示しました。

活動レベル	状態		活動の範囲	
	上段：長野県 下段：自分の市町村	上段：他県 下段：他の保健所管轄圏	チーム活動：	FA事業：
活動レベル1	県：「特定警戒」 自：感染警戒レベル2または3	県内：感染警戒レベル2または3	完全自粛 (個人トレーニングは可能)	完全自粛
活動レベル2	県：「感染拡大注意」 自：感染警戒レベル1	県外：政府の3区分が混在 県内：感染警戒レベル2の地域がある	段階的再開 移動は地区内とする。地区内にレベル2がある場合は、レベル1の地域のみ	段階的再開 感染警戒レベル2のある地区・地域の事業は自粛 隣接地域は、市町村の判断により決定
活動レベル3	県：「感染観察」 自：感染警戒レベル1以下	県外：政府の3区分が混在 県内：全県で感染警戒レベル1	原則再開 県外：「感染警戒・拡大注意県」を避ける 県内：「感染者が発生した市町村」を避ける	原則再開 全県で1であれば県での事業再開
活動レベル4	県：「感染観察」 自：感染警戒レベル1以下	県外：全都道府県が「感染観察」 県内：全県レベル1で、感染者が連続14日間以上発生していない場合	再開 県外との交流は、現地の状況を十分考慮する	再開 感染状況によっては、県外活動は配慮 県外からの参加は、当該県の状況を判断
活動レベル5	「感染観察」に該当しない	全都道府県が「感染観察」に該当しない	完全再開	完全再開：他県からの参加も可 全国規模大会の開催可

地域：保健所が管轄する域圏、地区：東・北・中・南信の4地区

2-2. 活動再開の基準

長野県4地区と保健所管轄地域



3-1. 事業・活動の実施時の感染防止策

運営サイド・感染対策責任者



	主管者・運営サイド（感染対策責任者）
事前	感染対策責任者の設置 健康チェックリストの作成と提出依頼（当日どのような形で提出してもらうかも検討しておく） 事前案内（ホームページ、チームへの伝達事項として感染対策責任者と健康チェックリスト提出依頼、役員への伝達事項） ◎運営マニュアルの作成（感染予防対策を含めた内容で作成し、役員には事前に周知） ◎チーム打ち合わせ事項としての内容を事前に各チームへ周知
会場	感染予防対策の実施 会場となる施設の感染予防対策をふまえた競技会・事業ごとの感染対策の実施 ・参加選手、スタッフ、大会役員の掌握（健康チェックリストの提出・保管） ・3つの密をつくらない諸室の設定と換気できる状況をつくる ・手指消毒/手洗いができる物品、環境の整備 ・ふき取り消毒ができる用品の用意 ・感染対策の呼びかけ、意識喚起の工夫（掲示物・張り紙・アナウンス・役員によるよびかけ） ・観戦者がいる場合は観戦者を適切な行動に導く
事後	万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認 健康チェックリスト（チーム参加者：選手名簿：スタッフ名簿）の保管 役員のチェックリストの保管

3-2. 事業・活動の実施時の感染防止策

チーム・選手・チームスタッフ



	チーム感染対策責任者
事前	感染対策責任者の設置と大会事務局への報告 健康チェックリストの作成と提出準備 ◎大会打ち合わせ事項の確認と、スタッフ・選手・保護者への周知
会場	感染予防対策の実施 ・参加選手・スタッフ名簿の提出（過去1週間の発熱の有無・今日の体温・健康状態の一覧） ・緊急時の連絡体制の確認 ・競技場内における、感染予防行動のチーム関係者（選手・スタッフ・保護者）への確認
事後	万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認 → 大会感染対策責任者へ連絡
	選手・チームスタッフ
事前	日々の検温と日々の体調の記録（毎朝検温・体調の記録をすることを習慣にしてください。） 緊急連絡先の確認 体調不良や同居の家族、身近な人に、感染を疑われる人が出た場合は、すぐに感染対策責任者に連絡し参加を控える。
会場	○健康チェックリストの提出（チーム感染対策責任者） ○3つの密を避ける行動 ○咳エチケットの実行 ○手指消毒/手洗いを確実に ○大会の留意事項を確実に
事後	3日以内に具合が悪くなったら（発熱・倦怠感・味覚/臭覚異常など）すぐにチーム感染対策責任者に連絡する。

3-3. 事業・活動の実施時の感染防止策

審判員



審判員は審判委員会のガイドラインを参照してください。

3-4. 事業・活動の実施時の感染防止策

技術委員・視察等

	技術委員・視察・テクニカルスタディーグループ等
事前	日々の検温と日々の体調の記録 体調不良や同居の家族、身近な人に、感染を疑われる人が出た場合は参加しない。
会場	○健康チェックリストの記入（感染対策責任者の指示に従う） ○3つの密を避ける行動 ○咳エチケットの実行 ○手指消毒/手洗いを確実にを行う ○大会の留意事項を確実にを行う
事後	3日以内に具合が悪くなったら（発熱・倦怠感・味覚/臭覚異常など）すぐに感染対策責任者に連絡する。

4. 活動の段階的な再開



各チームの活動再開にあたっては、

「JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン（47FA/9地域FA向け）」

の中の「**トレーニング再開に向けた留意点**」を参考に、けがや熱中症への対策を十分とりながら試合に向けての準備をしてください。

示されている期間はあくまでも目安です。**選手一人ひとりの基礎的なフィットネスの状況や暑熱順化の状況をふまえた練習計画の作成、実施**をお願いします。

JFAのホームページに、動画で考え方、トレーニングの実際が示されていますので、参考にしてください。

5-1. 競技会・試合運営の留意点



I 開催の判断

1. 再開基準をふまえ、感染状況にともなう活動レベルや自治体・教育委員会など要請を考慮して開催できるかどうかを判断して下さい。**活動レベル3以上であれば、県内大会が開催できる状況**であると考えます。
2. 開催する判断を行った後でも、感染状況の変化により中断・中止、縮小、延期などを判断せざるを得ない場合があるので、対応について事前に検討しておいて下さい。

II 競技会開催時の感染予防対策

1. 競技会の主管者は事前、競技会中、事後の感染予防対策を策定し、運営マニュアルとして関係者に周知して下さい。
2. 感染予防対策を含む運営マニュアル作成には、JFAガイドラインの「**新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き**」を参考にし、参加者の種別や地区・地域の実情に応じた対応が盛り込まれるようにして下さい。

5-2. 競技会・試合運営の留意点

「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」より抜粋



	主管者・運営サイド（感染対策責任者）
事前	感染対策責任者の設置 1. 参加者・来場者への事前連絡事項（チームの感染対策責任者の配置とその報告および体調が悪い時の参加見合わせのお願い） 2. 健康チェックリストの作成と当日提出の依頼 3. 監督会議や代表者会議の方法の工夫
競技会会場	感染防止策を以下の点で実施できるよう運営（物品、掲示物、アナウンス、役員による巡回や呼びかけ等） (1) 諸室の管理（消毒、換気、3つの密を回避する具体的な内容） (2) 手洗い場、トイレの使用における感染リスクを減らすための具体的な使用者へのお願い (3) ロッカールーム、審判控室などの使用上の留意事項の徹底や感染予防策の実施 (4) ベンチの設置方法 (5) 試合前後のセレモニーにおける「新しい生活様式」をふまえた方法の確認 (6) メディア・観客等来場者への対応 (7) 当日の会場における緊急時の連絡体制・対応体制の確認 (8) ゴミなどの片付け方法
事後	万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認 健康チェックリスト（チーム参加者：選手名簿；スタッフ名簿）/ 役員のチェックリストの保管 → 感染対策責任者

上記をふまえ、JFA ガイドライン「**新型コロナウイルス影響下における競技・試合運営の手引き**」を参考に、各競技会で**運営マニュアルを作成して開催して下さい。**

6. 各種チェックリストについて



競技会・事業開催時に参加者に対し、健康状態の確認をお願いします。
その方法としてチェックリストを活用してください。

競技運営担当者は感染対策責任者とともに、JFAが提示する運営におけるチェックリストを参考に、開催までの事前連絡、会場での感染防止対策グッズの準備、関係者への周知事項などを確認できるチェックリストを作成するなどし、感染防止対策に活用してください。

◇チェックリスト	作成担当
(1)チーム・指導者向け	大会主管者、競技運営委員
(2)運営担当者向け	大会主管者、競技運営委員
(3)参加選手・スタッフ・役員（健康チェックシート）	大会主管者、競技運営委員
(4)講習会向け	技術委員会、種別委員会
(5)審判・審判研修向け	審判委員会
(6)フェスティバル・巡回	グラスルーツ委員会・技術委員会・事業主管者

※ 1 参考 政府の示す3区分



	緊急事態の対象地域	解除地域	
名称	①特定警戒	②感染拡大注意	③感染観察
判断の基準	累積患者数、感染経路が不明な患者数の割合、直近1週間の倍加時間	新規感染者数が「特定警戒」の半分の程度	感染者数が「感染拡大注意」の水準に達しない
対応の基本	徹底した行動変容の要請 接触の8割減	感染状況をモニタリングしながら新しい生活様式の徹底必要に応じ自粛要請	新しい生活様式を徹底
外出	法に基づき外出自粛を要請	不要不急の県をまたぐ移動を避ける。 3密場所への移動は徹底して避ける	不要不急の①②地域をまたぐ県の移動を避ける
仕事	出勤者数を7割減	在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等	必要に応じ在宅勤務、ローテーション勤務など時差出勤など
イベント	クラスター発生の恐れがあるイベント、3密の集まりは法に基づき開催自粛の要請	クラスターの恐れがあるもの、3密となるものは自粛要請、その他は感染拡大予防指針を踏まえた対応	参加者100名以下かつ収容人員の50%以下が開催の目安 リスク対応が整わない場合は中止または延期の要請
施設	感染拡大の恐れがある施設の使用制限の要請	都道府県知事が法に基づき自粛要請 クラスター・3密施設は引き続き使用制限要請、注意喚起	都道府県知事が法に基づき協力要請も含め適切に判断 感染対策、3密回避徹底の要請

※2 参考 長野県が示す新型コロナウイルス感染警戒レベル



長野県 感染警戒レベル	広域圏（保健所管内） ごとの基準	全県や複数広域圏で 同時引き上げを検討する基準	レベルに応じた対応
Level 1 域内発生早期	感染経路が特定(推定) できている 状態		新しい生活様式の定着促進
Level 2 域内発生期	① 感染経路が特定できない感染者 が発生 ② 単発的なクラスターが発生するか、 感染者の濃厚接触者が特定でき ず、クラスターが発生する恐れのある 事例が発生	全県の直近 1 週間の人口10万 人あたり新規感染者数が0.4人以上 〔 全県の感染者の実数で 「9人以上」に相当）〕	「新型コロナ警戒宣言」を発 令し、住民により慎重な行動 を要請
Level 3 域内まん延期	① レベル2の①か②に該当する事 例が多数発生。（おおむね3件 以上、①と②を同時に満たすなど リスクが高い場合は2件） ② クラスターが複数発生。	全県の直近 1 週間の人口10万 人あたり新規感染者数が1.2人以上 〔 全県の感染者の実数で 「25人以上」に相当）〕	県独自の「広域非常事態宣 言」を発令し、不要不急の外 出自粛の要請、休業要請、 県立学校の休校、県有施設 の休業などを検討



本ガイドラインは、今後の県内の状況、JFAや日本スポーツ協会などの上位団体のガイドラインに変更があった場合や、政府や県・市町村の方針などにより、NFAが必要と判断した場合に、随時更新・改訂を行うものとします。